20-3-2 静岡県教育委員会危機管理担当連絡調整会議設置要綱

(目的)

第1条 静岡県教育委員会健康体育課危機管理・安全班と各課危機管理担当(健康体育課兼務)及び経営管理部各地域局防災教育担当(健康体育課併任)との円滑な連携を推進するため、危機管理担当連絡調整会議(以下「調整会議」という。)を設置する。 (所掌事項)

- 第2条 調整会議は、次の事項について連絡調整を行う。
 - (1) 防災対策(災害対策全般)に係る事項
 - (2) 防災教育推進に係る事項
 - (3) 防災関係調査に係る事項
 - (4) 災害対策本部の設置に係る事項
 - (5) 放射線対策に係る事項
 - (6) その他危機管理に係る事項

(組織)

- 第3条 調整会議は、会長及び担当をもって組織する。
- 2 会長は、静岡県教育委員会健康体育課長をもって充てる。
- 3 担当は、次に掲げる者をもって充てる。なお、議題等により会長が出席者を決定する。
 - (1) 静岡県教育委員会
 - ア 教育総務課(危機管理・安全班)
 - イ 教育政策課(危機管理・安全班)
 - ウ 教育施設課(危機管理・安全班)
 - エ 義務教育課(危機管理・安全班)
 - オ 高校教育課(危機管理・安全班)
 - カ 特別支援教育課(危機管理・安全班)
 - キ 健康体育課(危機管理・安全班)
 - ク 社会教育課(危機管理・安全班)
 - (2) 危機管理部及び経営管理部
 - ア 危機情報課(防災教育担当)
 - イ 賀茂地域局(防災教育担当)
 - ウ 東部地域局(防災教育担当)
 - 工 中部地域局(防災教育担当)
 - 才 西部地域局(防災教育担当)
 - (3) その他静岡県教育委員会が必要と認める者
- 第4条 会長は、会務を総理する。
- 2 会長は、あらかじめ会長が指名する者に職務を代理させることができる。 (会議)
- 第5条 調整会議の会議は、会長が招集する。

(庶務)

第6条 調整会議の庶務は、静岡県教育委員会健康体育課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調整会議に関し必要な事項は会長が別に定める。

附則

- この要綱は、平成24年4月14日から施行する。
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成26年5月9日から施行する。
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

50-4-1 静岡県地震対策推進会議運営要権

(県危機政策課)

[資料編Ⅱ]

第1条 静岡県地震対策推進条例(平成8年静岡県条例第1号)(以下「条例」という。)第2条の規定等に基づき県 の組織及び機能のすべてを挙げて地震防災に関し万全の措置を講じ、もって県民が安心して暮らせる地震災害に強い県 づくりを推進するため、静岡県地震対策推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

第2条 推進会議は、副知事を会長とし、次の者(以下「構成員」という。)をもって構成する。

(1) 危機管理監

(2) 教育長

(3) 各部長

(4) 出納局長

(5) 企業局長

(6) 警察本部警備部長

(7) 広報局長

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

会長は、必要があると認めるときは、事案に関係ある部局等の職員を出席させることができる。

第3条 推進会議は、第1条の設置の目的を達成するため、次に掲げる事案を協議し、その総合調整を図る。

(1) 地震対策の基本的な方針に関すること。

(2) 条例の施行の推進その他地震対策に係る重要施策に関すること。

(3) 地震対策に関する特に重要な事項で、2以上の部局の調整を要するものに関すること

(4) 地震対策のうち特に報告を要する重要事項に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める重要事項に関すること。

2 付議事案は、協議事項、報告事項、連絡調整事項及び説明事項とする。

3 付議事案のほか、特に地震対策に関し重要な資料があるときは、構成員は、これを推進会議に提出することができ

(地震対策推進幹事会、部局地震対策推進委員会及び地震対策推進ワーキンググループ)

2 推進会議に、地震対策推進ワーキンググループを置くことができる。

第4条 推進会議に、地震対策推進幹事会及び部局地震対策推進委員会を置く。

地震対策推進幹事会、部局地震対策推進委員会及び地震対策推進ワーキンググループについては、別に定める。

第5条 推進会議は、必要の都度会長が招集する。

(調査報告等)

第6条 危機管理監は、必要に応じ、推進会議において知事から指示された事項について、関係部局長にその処理経過 等の報告を求めることができる

第7条 推進会議の庶務は、危機管理部危機政策課において処理する。

| この要綱は、平成8年11月5日から施行する。

2.平成7年3月14日付「地震対策 300 日アクションプログラム策定について」により設置された静岡県 300 日アク ションプログラム策定(推進)会議により決定された事項は、この要綱による対策推進会議により決定されたものとみ

3 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

4 この要綱は、平成17年5月9日から施行する。

5 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年6月14日から施行する。

この要綱は、平成22年6月29日から施行する。

静岡県地震対策推進会議等組織体系図

知事、副知事、教育長、警察本部長、危機管理監、 各部長、出納局長、企業局長、広報局長 推進 紙 **静因県地震**対

流局長、健康福祉部管理局長、医療健康局長、生活衛生局長、経済産業部 部管理局長、建築住宅局長、環境局次長、文化・観光部観光局長、国際交 港湾局長、空港局長、出納局次長、企業局理事、教育委員会教育次長、警 危機管理監、経営管理部職員局長、企画広報部企画調整局長、くらし・環境 管理局長、農林業局長、交通基盤部部管理局長、道路局長、河川砂防局長、 箈 察本部警備部長又は生活安全部長 畑

危機管理監代理(部長代理)、 危機管理監代理(部理事) 危機報道監、地域危機管理局長、広報課長、

策 会 地震対策推進幹事会幹事(河川砂防 衣 寰 ЖX 払 佪 部 推

進プ 7 Ď 胀 ソグ 衣 寰 地 ワ

複数部局に係る対策に関係する課(室)長

局長を除く)、局長、課(室)長、部会

-702-

※ 静岡県危機管理連絡調整会議設置要綱

(設置)

第1条 平時において、危機管理意識の醸成や部局間の連携を推進し、危機発生時に円滑・的確な対応が実行できるよう、 危機管理連絡調整会議(以下「調整会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 調整会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 全庁的な危機管理及び対策の推進・啓発に関すること。
- (2) 危機事案の情報収集、分析及び情報共有に関すること
- (3) 予防・啓発情報等(危機管理情報)の発信(広報)に関すること。
- (4) 危機発生時における関係部局の連携や情報共有に関すること。
- (5) 各種訓練計画の承認に関すること。
- (6) 静岡県防災会議の協議、報告事項に関すること。
- (1) 静岡県国民保護協議会の協議、報告事項に関すること。
- (8) その他危機管理の推進のため必要なこと。

(組織)

第3条 調整会議は、危機管理監兼危機管理部長を会長、危機管理監代理兼危機管理部部長代理及び危機管理監代理兼 危機管理部理事(防災対策担当)を副会長とし、地域の危機管理局長、各部局の危機担当監、その他の職員をもって充てる。

第4条 調整会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、第3条に規定する者のほか、必要と認める者の出席を求めることができる。
- 3 会長以外のものは、会長に対して調整会議の開催を求めることができる。

(事務局)

第5条 調整会議の事務局は、危機管理部危機政策課に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

宝宝

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

部局地震対策推進委員会運営要領 ×

[資料編Ⅱ]

第1条 静岡県地震対策権進会議運営要綱(以下「要綱]という。)第4条第1項の規定に基づ<部局地震対策権進委員会(以下 「部局委員会」という。)の運営に関しては、この要領に定めるところによる。

第2条 部局委員会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 当該部局の事務に係る地震対策の計画及び推進
- (2) 要綱第3条に掲げる事案に関する推進及び調整
- (3) その他静岡県地震対策推進会議又は地震対策推進幹事会が委任した事項

第3条 部局委員会は、地震対策幹事会幹事(河川砂防局長を除く)を委員長とし、部局内の局長及び課(室)長を委員とし て構成する。

2 部局委員会は、前条に掲げる事務のうち、部局内の特定部課(室)に関係する事項について、部会を置くことができる。

第4条 委員長は、必要に応じ、第2条の事務についての処理状況等を、所管部局長を通じ、又は直接に静岡県地震対策推進 会議又は地震対策推進幹事会に報告しなければならない。

第5条 部局委員会の庶務は、部局を総括する課(室)において処理する。

- 1 この要領は、平成8年11月5日から施行する。
- 2 この要領は、平成11年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

※ 地震対策推進ワーキンググループ運営要領

第1条 静岡県地震対策権進会議運営要綱(以下「要綱」という。)第4条第2項の規定に基づく地震対策推進ワーキンググルー プ(以下「ワーキンググループ」という。)の運営に関しては、この要領の定めるところによる。

第2条 ワーキンググループは、2以上の部局に係る地震対策の推進及び調整を行う。

第3条 ワーキンググループは、推進及び調整すべき課題ごとに関係課(室)長で構成し、最も関係の深い課の課長を座長とす

2 ワーキンググループの検討及び推進の課題並びに構成課(室)は、毎年度開始前及び必要が生じた都度見直しするものと

第4条 座長は、必要に応じ、第2条の事務についての処理状況等を静岡県地震対策推進会議又は 地震対策推進幹事会に報 告しなければならない。

第5条 ワーキンググループの庶務は、座長を置く課(室)において処理する。

- 1 この要領は、平成8年11月5日から施行する。 2 平成7年3月14日付「地震対策 300 日アクションプログラム策定について」により設置されたワーキンググループは、この運
 - 営要領により設置されたものとみなす。 3 この要領は、平成11年4月1日から施行する。

(県危機情報課)

静岡県地域防災活動推進委員会設置要繼 20-4-2

第1条 この要綱は、静岡県地域防災活動推進委員会(以下「委員会」という。)の設置に必要な事項を定めるも のとする。

第2条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 地域の防災活動を活性化し、地域の防災力の向上を図るための具体的な方策についての検討、調査、報

講演会講師派遺等による自主防災組織活動の支援

自主防災活動及び地域防災力向上に関する広報・啓発

その他、自主防災活動の推進に関すること (2)

2 委員会の活動内容等は、第6条に定める会議を開催して決定する。

2 委員は、地域防災活動推進に熱意ある有識者を、知事が委嘱する。

3 委員会には、必要に応じて部会を設置することができる。

(任期)

第3条 委員会は、15名以内の委員で組織する。

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌年3月31日までとする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。 3 委員長は、会務を総理する。

(会議等)

第6条 委員会は、委員長が招集して開催する。

2 県危機管理部職員は会議に参加し、意見を述べ、提案することができる。

(手当等の支給)

第7条 第2条の職務に基づく会議、講師及び機関誌作成に対する手当は「特別職の職員等の給与等に関する

条例1等を考慮し、予算の範囲内で支給するものとする。 2 第2条の職務遂行に要した旅費は、「静岡県職員の旅費に関する条例1行政職給料 表6級の職務にあるもの に支給する旅費を弁償するものとする。

第8条 危機情報課に委員会事務局を置き、庶務の処理を行う。

(感謝状の授与)

(単類)

第9条 静岡県地域防災活動推進委員会の委員として、地域防災力の向上又は自主防災組織活動の充実・発展のために大いに尽力し、退任する者に対して、その功績をたたえることを目的として知事が感謝状を授与する ものとする。

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項については、委員長が定める。

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

この改正は、平成19年4月13日から施行する。

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

災害時等における県有施設の使用に関する要領 20-4-3

(県危機情報課)

平成19年 7月18日 平成21年 4月 1日 令和 2年 4月 1日 平成 6年 3月10日 3月 昭和 51 年 改正 改正 改正

原因により生ずる被害をいう。)に対応するため、県有施設(行政財産に限る。以下「施 崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模 設」という。)を「3 定義」で定める避難所等として使用することについて、必要な **事項を定めることにより、市町と県との緊密な連携を図り、住民の避難対策に万全を期** な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める 市町が災害対策基本法第2条の1で定義する災害 (暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、 することを目的とする。

市町長及び施設の管理者 (静岡県財産規則第2条の2に定める財産事務取扱者をいう。 以下「施設管理者」という。)は、災害の態様による施設の使用の可否等を事前に十分 協議し、覚書(別紙案)を締結するものとする。

勤務時間外等における連絡先、連絡方法等を明確にしておくこと。 称に、

定 က

定 (1)避難所等

災害時における住民、帰宅困難者等の保護のために、次の用途として使用する施 もので、災害対策基本法施行令第 20 条の 3 の基準を満たす施設であり、円滑かつ 人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内にある ア 指定緊急避難場所 設または場所

迅速な避難のための立退きの確保を図るための施設または場所 指定避難所

施行令第 20 条の6の基準を満たすものであり、被災者を一時的に滞在させるため 被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであり、災害対策基本法 の施設。

準避難所 4

の規模や施設の破損状況等により、指定避難所だけでは受け入れが困難な場合等 被災者を一時的に滞在させるための施設は、指定避難所を基本とするが、災害 を想定した場合の補完施設。

(2) 避難所利用者

自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民及び帰宅困難者等。

畢

使用期間は、災害救助法の基準により7日以内を基本とする。ただし、必要により市町長及び施設管理者が協議の上、延長できるものとする。

原状変更制限

市町長は、当該施設の原状を変更しようとするときは、事前に書面(緊急を要する場合は、事前に電話等での連絡も可とする)をもって施設管理者の承認を受けなければならない。

6 原状回復義務

市町長は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取消されたときは、当該施設を 原状に回復して返還しなければならない。

使用料の免除

当該施設の使用料は、行政財産の使用料条例(昭和39年静岡県条例第20号)第4条に基づき、免除する。

費用の負担

 ∞

付帯設備の使用に要した経費は、原則として市町長が負担する。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この限りではない。

超) 画 (6

市町長は、当該施設の職員及び避難所利用者と連携して、運営に当たる。特に、帰宅 困難者の受け入れが想定され、自主防災組織が運営に関与しない施設においては、当該 市町の職員を適切に配置する等、円滑な運営に配慮するものとする。

10 平時の連携

市町長は、役割分担の確認やマニュアルの整備、開設訓練等、円滑な受入の推進のため、年に1回以上、避難所所管課職員及び避難所派遣予定職員、施設管理者等が参加する会議や訓練等を主催するとともに、避難所運営に必要な資機材や物資の備蓄に努めるものとする。

施設の管理者等は、円滑な受入を推進する会議等に積極的に参加するとともに、避難所運営に必要な資機材や物資を備蓄するための空間の提供に努めるものとする。

11 報 告

市町長は、施設管理者と覚書を締結したとき、若しくは覚書を廃棄したときは、静岡 県危機管理部及び当該施設県所管課に対し、直ちにその旨を報告するものとする。

12 関係者への周知

市町長及び施設管理者は、当該市町の避難所派遣予定職員及び当該施設の職員等に対し、覚書の趣旨の周知に努めるものとする。

13 覚書の有効期間

覚書は、当該施設の形状変更等により、避難所等としての要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、市町長及び施設管理者が協議し、当該施設が避難所等として不適当又はその必要がないと認める場合は、この限りではない。

14 勤務時間外等における連絡先の確認等

市町長は、毎年度当初に、「3 手続」後段に定める連絡先等を確認するとともに、 当該年度の施設の状況を把握するものとする。

15 施行期日

この要領に基づいて、令和2年4月1日以後、覚書を締結するものとする。

第 書 (案)

静岡県○○○○○(施設の管理者)(以下「甲」という。)と○○市町長(以下「乙」という。)との間に、静岡県行政財産○○○○(以下「行政財産」という。)を避難所等として使用することにしいて、次のとおり定める。

第1条(目的)

甲は、その所管する行政財産のうち、指定緊急避難場所として○○○○○を、指定避難所(もしくは準避難所)として○○○○を、乙に使用させるものとする。

第2条 (定義)

(1) 避難所等

災害時における住民、帰宅困難者等の保護のために、次の用途として使用する施設または場所

ア 指定緊急避難場所

人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内にあるもので、災害対策基本法施行令第 50 条の3の基準を満たす施設であり、円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るための施設または場所。

イ 指定避難所

被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであり、災害対策基本法施行令第50条の6の基準を満たすものであり、被災者を一時的に滞在させるための施部。

ウ 進游難所

被災者を一時的に滞在させるための施設は、指定避難所を基本とするが、災害の 規模や施設の破損状況等により、指定避難所だけでは受け入れが困難な場合等を想 定した場合の補完施設。

(2) 避難所利用者

自ら居住の場所を確保することや帰宅が困難な被災した住民、その他の被災者。

第3条 (申請等)

乙は、行政財産を使用する場合で緊急を要するときは、事前に電話等で甲に要請するものとする。この場合、乙は、遅滞なく静岡県財産規則(昭和39年静岡県規則第14号)に定める行政財産使用許可申請書を甲に提出するものとする。

2 乙は、行政財産を使用する場合で緊急を要しないときは、事前に前項の行政財産使用 許可申請書を甲に提出するものとする。

第4条 (許可等)

甲は、前条第1項前段の規定に基づき、乙から緊急の要請を受けたときは、行政財産 の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を承諾するものとし、乙に電話等で 連絡するものとする。

2 甲は、前条第1項後段及び同条第2項の規定に基づき、こから行政財産使用許可申請 書が提出された場合は、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において、こに行政財 産使用許可書を交付して、その使用を許可するものとする。

第5条 (期間等)

使用期間は、災害救助法の基準により7日以内を基本とする。ただし、必要により市町及び管理者が協議の上、延長できるものとする。また、乙は、当該行政財産の使用を終了したときは、甲へ「〇年〇月〇日〇時に使用終了した」旨文書にて通知するものとする

第6条 (避難所の運営)

こは、当該施設の職員及び避難所利用者と連携して、運営に当たる。特に、帰宅困難者の受け入れが想定され、自主防災組織が運営に関与しない施設においては、当該市町の職員を適切に配置する等、円滑な運営に配慮するものとする。

第7条 (原状変更制限)

こは、当該行政財産の原状を変更しようとするときは、事前に書面(緊急を要する場合は、事前に電話等での連絡も可とする)をもって甲の承認を受けなければならない。

第8条(原状回復義務)

乙は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取消されたときは、当該行政財産を 原状に回復して返還しなければならない。

第9条 (使用料の免除)

甲は、行政財産の使用料条例(昭和39年静岡県条例第20号)第4条に基づき、使用料を免除するものとする。

第10条(費用の負担)

当該行政財産の付帯設備の使用に要した経費は、原則として乙の負担とする。ただし、 知事が特に必要と認めるときは、この限りではない。

第 11 条(規則等の遵守)

こは、当該行政財産の使用に当たっては、前各条のほか、静岡県財産規則及び使用許可条件を遵守しなければならない。

第12条 (許可の取消)

知事又は教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の取消し又は変更をすることができる。

- (1) 乙が覚書又は使用許可条件に違反したとき
- (2) 県が当該行政財産を必要とするとき
- 2 前項第1号の規定に該当することにより、知事又は教育委員会が使用許可の取消し又 は変更をした場合において、その取消し又は変更により乙に損失が生じても、知事又は 教育委員会は、その損失を補償しない。

第13条 (平時の連携)

乙は、年に1回以上、当該市町の避難所担当職員及び避難所派遣予定職員、施設管理者、その他の関係者により、当該施設が避難所となることを想定した話し合いによる役割分担の確認やマニュアル等の整備及び訓練を主催するとともに、避難所運営に必要な資機材や物資の備蓄に努めるものとする。

g Mari、積極的に話し合いや訓練に参加するとともに、避難所運営に必要な資機材や物質を備蓄するための空間の提供に努めるものとする。

第14条 (覚書の有効期間)

この覚書は、当該行政財産の形状変更等により、避難所等としての要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲乙が協議し、当該施設が避難所等として不適当又はその必要がないと認める場合は、この限りではない。

2 甲は、当該行政財産の形状変更等により、避難所等としての要件を欠く事由が発生したときは、直ちに、こに対し文書をもって連絡するものとする。

第15条 (連絡先等の確認)

乙は、毎年度当初に以下の事項について、甲に対して照会し、現状を把握するものと する。

(1)施設管理者、同代理者(県事務所における次長、県立高校における教頭等)及び当該施設の近辺に居住する職員(施設使用時に市町職員とともに施設管理を行うことのできる役付職員)の氏名、住所及び連絡先

(2) 工事予定等施設使用時に影響のある事項

第16条 (その他)

この覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

令和 年 月 日

任 所 静岡県立○○○○ (施設名) 施設管理者名

⊞-

2 催 所 ○○○○市町名

20-5 第1-1章 航空運用

(県危機対策課)

南海トラフ地震等における航空偵察実施要領

<u>|</u>

口名

南海トラブ地震等大規模災害発生時において、県災害対策本部(以下「県本部」という。)が行う航空偵察について定めるとともに、防災関係機関が行った航空偵察情報も入手して全県の被災状況を把握し、発災初期段略からの的確な災害応急対策の実施に資する。

2 航空偵察実施要領

- (1) 航空偵察の基本的考え方
- ア 発災当初、静岡県消防防災へリコプター(以下「防災へリ」という。) 及び県警へリコプター(以下「県警へリ」という。)が相互に協力し、県内の被害状況等の偵察を実施する。
- イ 県有ヘリコプターによる偵察と並行して、県内の被害状況等の確認のため、陸上自衛隊東部方面隊所属の映像伝送ヘリコプター(以下「方面隊へリ」という。)の偵察支援を受ける。
- ウ 陸上自衛隊東部方面隊以外の航空機を有する各機関又は国・他県市に 対し、航空偵察を要請する。
- エ 発災直後においては、被害状況の全容把握に重点を置いて航空偵察を実施するものとし、その後、被害が大きいと見込まれる地域から詳細な航空偵察を行うものとする。
- オ 航空偵察業務については、天象、気象、地勢及び各関係機関の航空機 の運用制限等に留意し、飛行安全に万全を期すものとする。
- (2) 航空機の運用・要請
- ア 防災ヘリ

発災直後、速やかにヘリコプターテレビ伝送システムを搭載した後、富士山静岡空港まで航空偵察を行い、空港に要員及び資機材を降ろした後、伊豆地域の航空偵察を実施する。(本編別図1-1-1航空偵察ルート図(1)(防災ヘリ、県警へリ))

また、定められた航空偵察ルートの他、県本部の指示に基づき必要とす

る情報を入手する。県警へリ

静岡市以西から愛知県境までの県中部・西部地域管内の航空偵察を行う。 (本編別図1—1—1航空偵察ルート図(1)(防災ヘリ、県警ヘリ))

7 方面隊へリ

「東部方面隊及び陸災南海東方部隊南海トラフ地震対処計画B航空偵

察計画」の「発災当初の映像伝送経路」に基づき航空偵察の支援を受ける。 (本編別図1—1—1航空偵察ルート図 (2) (自衛隊ヘリ))

関係機関等への要請

県本部(指令部航空調整スタッフ/対策グループ)は、自衛隊などの関係機関の連絡幹部(LO)を通じ、航空偵察の実施及び情報の提供について所要の調整を実施する。

3 航空偵察情報の収集

- (1) 具本部(指令部情報収集スタッフ/情報グループ)は、防災ヘリ、県警へリ及び方面隊へりから伝送される映像や、防災関係機関が航空偵察により収集した情報に基づき被害状況等をまとめる。
- (2) 県本部(情報収集スタッフ)は、、県が入手を必要とする具体的箇所の航空 債察を、東部方面総監部情報部資料課に対し要請する。

4 情報の共有

- (1) 県本部(情報収集スタッフ)は、3により収集した航空偵察情報をふじのくに防災情報共有システム(FullSAN)に入力し、4方面本部と情報を共有し連携を図る。
- (2) 県本部(情報収集スタッフ)は、県本部に派遣される災害対策現地情報連絡幹部(LO)等を通じ航空偵察情報の提供を求めるとともに、得た情報は関係する防災関係機関に提供する。
- (3) 県本部(情報収集スタッフ)は、平素から航空偵察に必要な資料を作成し、 航空偵察を実施する関係機関と共有する。

偵察事項

地域の実情に応じて、主として、次の事項の偵察を行う。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報発表時(必要がある場合、その都度の判断により実施)
- ア 道路の混雑状況
- イ 避難の状況
- ウ 集客施設及びその周辺の混雑状況(駅、バスターミナル、観光施設、 動物園、野球場、サッカー場、体育施設、海水浴場、大規模商業施設等)
 - エ船舶の沖出し状況等
- (2) 南海トラフ地震等大規模災害発生時ア 津波による被災状況
- 、 火災の発生状況
- > 建物の被災状況
- 互 石油コンビナート及び浜岡原子力発電所の被害状況

<u>|</u>

- オ 緊急輸送ルート、鉄道、港湾等の被災状況 カ 山間地の被災状況(孤立状況、土砂崩れに」 キ ダム、通信施設の被害状況 ク その他
- 山間地の被災状況(孤立状況、土砂崩れによる河道閉塞等)

6 発災初期段階において把握が必要と考えられる航空偵察箇所

ため、防災へリ等へリ運行機関の連絡幹部(LO)に、下表「偵察候補箇所 県本部(航空調整スタッフ) は、県本部が必要とする被害情報等を入手する 一覧」の箇所等を主体に偵察箇所を示すものとする。

表【偵察候補箇所一覧】

	偵察項目	業務内容・偵察箇所
県内全城	津波被害状況	・被災の有無や規模等について全容を把握する。
	火災発生状況	(防災ヘリ、県警ヘリ及び方面隊ヘリによる)
	建物被害状況	・浜岡原子力発電所、石油コンビナート、油槽所
	その他	・その色
海岸		・津波の遡上や津波による被災状況
活動拠点等	方面本部(4)	・連絡不通の施設を優先
() 内は,	県総合庁舎等(7)	・施設被害状況の把握
箇所数	(方面本部以外、	・方面本部:賀茂危機管理庁舎、東部、藤枝、中遠
	单独土木事務所)	総合庁舎
	市町庁舎 (35)	方面本部以外:下田、熱海、富士、静岡、浜松総
	災害拠点病院 (23)	合庁舎
	広域物資輸送拠点(8)	単独土木事務所:島田、袋井
	航空搬送拠点(3)	<静岡県第4次地震被害想定において、津波浸水域
	その他	に市町庁舎がある市町>
		下田市・焼津市・牧之原市・東伊豆町・松崎町
		西伊豆町
道路(緊急輸	道路全般	・橋梁、トンネル、法面等の施設被害状況
送ルート等)		・事故、交通混雑状況等
	東西幹線	・新東名高速道路
		東名高速道路
		• 国道 1 号
		・国道 246 号等
	機工學	東駿河湾環状道路
		・東富士五湖道路
		・西富士道路(東名富士 IC~新東名新富士 IC~

(続き)	(続き)	小泉出入口)
		・中部横断自動車道(新東名新清水 JCT~富沢 IC)
		・国道 52 号 (国道 1 号~双葉 JCT)
		・国道 138 号(東名御殿場 IC〜河口湖 IC)
		・国道 139 号(小泉出入口~河口湖 IC)
		・国道 414 号
		・国道 473 号(新東名島田金谷 IC~東名牧之原 IC)
	堤嵩県	・国道 135 号、国道 136 号、国道 150 号ほか
	場Ш巾	・国道 152 号、国道 362 号、国道 469 号ほか
鉄道		・東海道新幹線や東海道本線、身延線、私鉄等にお
		ける列車事故、施設被害及び列車停止状況
港湾施設	防災拠点港湾	・港湾施設の被害状況及び浮遊物の状況
	防災港湾	・漂流者等の有無
	その他 (漁港等)	
河川	河川全般	・水門施設、堤防等の被害状況
		・河道閉塞の有無
	極極	· 狩野川、富士川、安倍川、大井川、菊川、天竜川
	二級河川	・太田川、都田川 (浜名湖今切口) ほか
中間部	富士川河口断層帯	・断層のずれの有無や被害状況
	白鳥山を含む山体崩壊	
	孤立予想集落	・安倍川、大井川の上流域及び天竜川の中流域及び
		伊豆地域の孤立の状況
	防災行政無線施設	・通信が途絶した場合、丹那、安倍、秋葉山の無線
		中継所の被害状況
	その他	
YL		・連絡不通の場合、大井川、天竜川水系のダム施設
		の被害状況



航空偵察ルート図(2) (自衛隊へリ)

別図1-1-1



20-6-1 全国被災建築物応急危険度判定協議会規約

(県建築安全推進課)

平成21年5月20日改訂(い) 平成24年5月11日改訂(5) 平成8年4月5日設立制定

> 終門 第1章

本会は、全国被災建築物応急危険度判定協議会(以下「協議会」という。)と称する

(四)

(名称) 第1条

協議会は、地震による被災建築物の応急危険度判定をより迅速かつ的確に実施するため、応急危険度判定の方 法、都道府県相亙の支援等に関して事前に会員間の調整を行うことにより、応急危険度判定の実施体制の整備を行い、もっ て地震後の二次災害からの国民の安全確保に寄与することを目的とする。(い) 第2条

(毒業)

協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 第3条

応急危険度判定の方法等の標準化

応急危険度判定に係る都道府県間の相互支援の体制の整備

応急危険度判定従事者に対する補償制度の整備

応急危険度判定の普及及び啓発

二三四五六

被災建築物の被災度調査の方法の整備

その他協議会の目的を達成するために必要な事業

第2章

(会員の資格)

協議会の会員は、協議会の目的に賛同して入会した国、都道府県、特殊法人、公益法人又はこれに類する団体そ の他応急危険度判定体制の整備のために参画が必要と考えられる法人とする。

(字 ()

協議会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、幹事会の承認を得なければならない。 第5条

(負担金)

2 前項の規定にかかわらず、第4条における国及び応急危険度判定体制の整備のために本協議会への参画が必要と考えら 会員は、協議会に必要な通信連絡費、会議費等の費用として、別に定める負担金を協議会に納入することとする。 第6条

れる団体等は、幹事会の承認を得て負担金を免除することができるものとする。(ろ)

(会員資格の喪失)

会員は、次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。 第7条

退会したとき

会員である法人が消滅したとき

(過分)

会員は、幹事会の議決を経て会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。 第8条

会員は、第5条の入会申込書の記載内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を協議会に届け出なければなら ない。 第9条

役員

第3章

(種別及び定数)

協議会に、次の役員を置く。 第10条

3名 剽杂長

10名以上20名以内(会長及び副会長を含む。)

2名

(選任等)

幹事及び監事は、総会において会員の代表者又は代表者から委任を受けた者のうちから選任する。 第11条

2 幹事は、互選により、会長及び副会長を選任する。 3 幹事及び監事は、相互に兼ねることができない。

会長は、協議会を代表し、会務を総理する。 第12条

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 幹事は、幹事会を組織し、規約及び総会の議決に基づき会務を執行する。

4 監事は、協議会の会計を監査する。

役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 第13条

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後であっても、後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行わなければならない。

第14条

役員は無給とする

(補欠選任)

役員に欠員が生じたときは、第11条の規定に基づき選任するものとする。 第15条

(解任)

役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決を経て、役員を解任することができる。 第16条

協議会に、顧問を置く。 第17条

2 顧聞は、会長の諮問に応じ、又は会長に対して意見を述べることができる。

3 顧問は、会員以外の者で建築に関する学識経験を有するもののうちから会長が委嘱する。

你羅 第4章

(外議)

会議は、総会及び幹事会とする。 第18条

資料編1]

総会は、通常総会及び臨時総会とする。 第19条

- 2 通常総会は、毎事業年度終了後、2ヶ月以内にこれを開催する。
- 3 臨時総会は、会長若しくは幹事会が必要と認めたとき、又は会員の5分の1以上から会議の目的である事項を示して請求が あったとき、これを開催する。

(総会の招集及び議長)

総会は、会長がこれを召集する。

- 2 総会の召集は、開催の日の10日前までに、日時、場所及びその目的である事項を記載した書面により、会員に通知して行
- 3 総会は、会員数の3分の1以上の出席をもって成立する。
- 4 総会の議長は、その総会において、出席会員の代表者又はその代理人のうちから選出する。

(総会の議決事項)

総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の事項を議決する。 第21条

- 事業計画及び収支予算の決定
- 事業報告及び収支決算の承認
- 規約の変更
- その他協議会の運営に関する重要な事項

総会における会員の議決権は、1会員につき1個とする。

- 2 議決権は、会員の代表者又はその代理人が総会に出席して、これを行使するものとする。
- 3 欠席会員は、他の出席会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合には当該会員は、出席したもの

(議決の方法)

総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。 第23条

次の事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。 規約の改正

(特別議決)

第24条

協議会の解散

(議事録)

議長は、総会の議事について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席会員のうちからその総会において選出された議事録署名人2名以上が、内容を確認の上、押印 するものとする。

幹事会は、幹事をもって組織し、会長が召集する。 第26条

2 幹事会は、この規約に別に定めるもののほか、総会に付議すべき事項、総会の議決した事項の執行に関する事項その他協

議会の運営上必要な事項を審議する。

- 監事は、幹事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。
- 4 幹事会の議長は、その幹事会において、出席会員の代表者又はその代理人の中から選出する。
- 幹事会の議長は、幹事会の議事について、議事録を作成しなければならない。

6 第22条及び第23条の規定は、幹事会の議決について準用する。この場合において、これらの規定中、「総会」とあるのは 「幹事会」と、「会員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

部級 第5章

[資料編Ⅱ]

第27条

協議会は、協議会の運営及び事業の遂行のため、部会を置くことができる。

2 部会の設置及び委員等の選任は、幹事会がこれを行う。

3 部会の運営に関して必要な事項は、幹事会の議決を経て、会長がこれを定める。

船

協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業年度)

第28条

協議会の財産は、負担金及び雑収入をもって構成する。なお、負担金の額は、総会において別に定める。 第29条

2 協議会の財産は、幹事会の定める方法により、会長が管理する。

3 協議会が解散する場合の財産の処分については、総会の定めるところによる。

(経費の支弁)

協議会の経費は、財産をもって支弁する 第30条

(事業報告及び収支決算)

会長は、毎事業年度終了後、速やかに事業報告書及び収支決算書を作成し、監事の監査を経て総会の承認を 受けなければならない。 第31条

協議会に、協議会の事務を処理するため、事務局を置く。 第32条

2 事務局は、財団法人日本建築防災協会に置くものとし、協議会はこのための事務局経費を支弁することができるものとする。

雑門 第8章

(報票)

この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、会長が幹事会の議決を経て、別に定め 第33条

ŵ

1 この会則は、設立総会のあった日(平成8年4月5日)から施行する。

2 協議会の設立当初において斡事会が発足するまでは、入会申込書を会長に提出することをもって入会したものとみなす。

3 協議会の設立当初の役員は、第11条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立総会において選任するものとし、その任

4 協議会の設立初年度の事業年度は、第28条の規定にかかわらず、設立総会の日から平成9年3月31日までとする。 期は、第13条第1項の規定にかかわらず、平成10年3月31日までとする。

1 この規約は、平成21年5月20日から施行する。

1 この規約は、平成24年5月11日から施行する。

20-6-2 10都県被災建築物応急危険度判定協議会規約

第1条 本会は「10都県被災建築物応急危険度判定協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

第2条 協議会は,地震による被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するため,「全国被災建築物応急危険度 判定協議会]と連携を図りつつ 「震災時等の相互応援に関する協定(平成16年2月24日締結)]第1条の規定による10都県 相互の支援等に関して事前に会員間の調整を行うことにより、応急危険度判定の実施体制の整備を行うことを目的とする。

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議、その他必要な措置を行う。

一, 応急危険度判定に係る都県間の相互支援の体制整備

二,その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(会員等)

第4条 協議会の会員は、別表第11に掲げる都県とする。

2 協議会は、会長が必要と認める場合、会員が管轄する区域にある市町村等をオブザーバーとして会議に参加させることが

(役員)

第5条 協議会は次の役員を置く。

一. 会長 一名

二, 副会長 一名

三, 幹事 三名

選任)

第6条 役員は,会員から互選し,総会において承認されたものをあてる。

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理するととむに、協議会の事務、会員への連絡調整等庶務を担当する。

2 会長は,総会を開催する時間がなく早急に会務を決定する必要がある場合は,総会に代わって会務を定めることができる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職を代行する。

4 幹事は、幹事会を組織し、規約及び総会の議決に基づき会務を執行する。

第8条 役員の任期は1年とする。ただし,再任を妨げない。

(外議)

第9条 会議は,総会及び幹事会とする。

(総別)

第10条 総会は,会員で構成する。

2 総会は、会長が召集するものとし、毎年度1回開催するほか、必要に応じ開催することができるものとする。

3 総会の議長は、会長が務めるものとする。

4 議決権は、会員の代表者若しくは代理人が総会に出席して、これを行使するものとする。

5 前項の規定により、その議決権を行使できない会員は、他の会員若しくはその代理人に委任して行使するものとする。

6 前項の規定によりその議決権を行使する会員は、総会に出席したものとみなす。

7 総会は会員の総数の2分の1以上の出席をもって成立することとする。

8 総会の議事は、出席の会員の総数の過半数をもって決し、賛否同数の場合は議長の決するところによる。

総会の議事録)

第11条 議長は,総会の議事について,議事録を作成する。

(県建築安全推進課)

第12条 幹事会は、協議会役員で構成する。

2 幹事会は会長が召集するものとし、必要に応じて開催する。

3 幹事会は,会務の執行に関する事項を審議し,決定するものとする。

4 幹事会の議長は、その幹事会において、出席会員の代表者又はその代理人の中から選出する。

5 前項の場合,その直後の総会において,その内容を報告し,会員の了承を求めるものとする。

第13条 協議会は、協議会の運営及び事業の遂行のため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会の設置及び委員の選任は、幹事会がこれを行う。

3 作業部会の運営に関して必要な事項は、幹事会の議決を経て、会長がこれを定める。

第14条 協議会の活動年度は,毎年4月1日に始まり,翌年3月31日に終わる。

第15条 協議会は,総会において会員総数3分の2以上の議決をもって解散できるものとする。

第16条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は総会の議決を経て、

会長が定める。

(附則)

1 本規約は、平成9年1月24日から施行する。

(MA)

2 本規約は、平成16年10月25日から施行する。

(附則)

3 本規約は、平成19年11月15日から施行する。

4 本規約は、平成20年11月11日から施行する。

5 本規約は、平成22年4月1日から施行する。

(別表第1)

柵	岷	岷	岷	岷	展	岷	献	展	岷	岷
		縆	郶	縆	褆	船	建築部	郶		舺
nh.	絕	₩	籗	華	塘塘	튶	街地	튶	棿	튶
平	ĸ	年	緻	翻		翻	局市	翻	亞	翻
		锹	+	Æ	ئ 7	+	整備	н		+
#	н	靊	账	輪	~	账	幣市	账	靊	账
	账	些	账	账	些	⊪	輪	⊪	账	当
	対	Ξ	皿	H	担	揪	世	*	益	黙
		КK		'''		IFIX		'`	am.	IKIN
414	採	≠	盐	埑	静	+	₩	売	展	Ξ

(県建築安全推進課)

20-6-3 中部圈9県1市被災建築物応急危険度判定協議会規約

(名称)

第1条 本会は、中部圏9県1市被災建築物応急危険度判定協議会(以下、「協議会」という。)と称する。

(田)

第2条 協議会は、災害時等の応援に関する協定書(平成19年7月26日締結)に基づく応援の一環として、地震による被災 建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するため、全国被災難築物応急危険度判定 協議会 (平成8年4月5 日設立)と連携を図りつつ、会員間の相互支援、協力体制の整備を行うことを目的とする。

五巻)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に揚げる事業を行う。

一 応急危険度判定に係る会員間の相互支援体制の検討、整備

二 応急危険度判定に係る情報交流

三 その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(会員等)

第4条 協議会の会員は別表第112揚げる県及び政令指定都市とする。

2 協議会は、会員が必要と認める場合、会員が管轄する区域にある市町村等をオブザーバーとして会議に出席させることが

ς ψ 0

(役員)

第5条 協議会は次の役員を置く。

一 会長 1名

二 副会長 1名

(選任)

第6条 役員は、会員から互選し、総会において承認されたものをあてる。

(職難)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理するととむし、協議会の事務、会員への連絡調整等庶務を担当する。

2 副会長は、会長の職務を補佐する。

(任期)

第8条 役員の任期は次回総会開催日までとし、再任を妨げない。ただし、後任者が選出されるまでの間は、前任者がその任務を行う。

物を行う。

(総分)

第9条 総会は会長又は会員の5分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があったときは、これを開催する。

2 議長はその総会において、出席会員の代表者又はその代理人の中から選出する。

3 総会は会員の2分の1以上の出席により成立し、議事は出席した会員の過半数の賛成により決する。

4 次の事項は、出席会員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- 規約の改正

二 協議会の解散

(部分)

第10条 第3条の事業を行うため、協議会は部会を置くことができる。

2 部会の設置及び委員等の選任は、会長がこれを行う。

3 部会の運営に関して必要な事項は、会長がこれを定める。

(基置)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、会長が定める。

1 本規約は、平成10年2月10日から施行する。

(欧門)

1 本規約は、平成 18年4月1日から施行する。

(医)

1 本規約は、平成 27年1月 23日から施行する。

別表第1

4K	代表者
富山県	土木部長
石川県	土木部長
福井県	土木部長
長野県	建設部長
岐阜県	都市建築部長
静岡県	くらし・環境部長
愛知県	建築局長
二重県	県土整備部長
滋賀県	土木交通部長
名古屋市	住宅都市局長

20-6-4 被災宅地危険度判定連絡協議会規約

平成 9年 5月23日施行 平成11年 6月 3日改正

平成15年 5月19日改正

平成21年 8月21日改正

平成24年 7月19日改正 平成26年11月12日改正

> 終門 第1章

本会は、被災宅地危険度判定連絡協議会(以下、「協議会」という。)と称する。 第1条

定士」という。)を活用して被災宅地の危険度判定を迅速かつ的確に実施するため、危険度判定の方法の改善、会員相互の 第2条 協議会は、大地震又は豪雨等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士(以下「判

支援等に関する事前の調整などを行うことにより、危険度判定の実施体制の整備などを図ることを目的とする。

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に揚げる事業を行う。

一 判定士の養成及びその知識の向上のための講習会の実施に関すること

二 危険度判定に係る会員間の相互支援体制の整備に関すること

三 危険度判定手法の研究に関すること

四 判定士に対する保障制度の整備に関すること

五 他のボランティア制度との調整に関すること

六 その他協議会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の構成)

入会が相当であると会長が認める特殊法人、独立行政法人、公益法人及びこれらの地方自治体又は法人の機関によって構 第4条 協議会の会員は、協議会の目的に賛同する都道府県、指定都市等の地方自治体並びに第2条の目的の達成のため

成される。

第5条 協議会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出しなければならない。

第6条 会員は、通信連絡費、会議費、講習会開催費等の協議会の事業・運営に必要な費用を賄うため、別表に定める額を

協議会に納入するものとする。

第7条 会員は、退会届を提出して、任意に退会することができる。

第8条 会員は、第5条の入会申込書の記載内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を協議会に届け出なければならな

役員 第3章

(種類及び定数)

[資料編Ⅱ]

(県建築安全推進課)

第9条 協議会に、次の役員を置く。

2名以内 二 副杂庚 | 独

8 名以上 12 名以内

三 幹事

四 監査員

(選任)

第10条 役員は、総会において会員の中から選任する。

2 役員は、相互に兼ねることができない。

第11条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 会長、副会長及び幹事は、幹事会を組織し、規約及び総会の議決に基づき会務を執行する。

4 監査員は、協議会の会計を監査する。

(任期)

第12条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない、

第13条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長の諮問に応じ、又は会長に対して意見を述べることができる。

3 顧問は、会員以外の者で宅地防災に関する学識経験を有するものの中から会長が委嘱する。

애꽳 第4章

(種別)

第14条 会議は、総会及び幹事会とする。

構成)

第15条 総会は会員をもって構成し、幹事会は会長、副会長及び幹事をもって構成する。

(総会の機能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 事業計画及び収支予算の決定

二 事業報告及び収支決算の承認 三 規約の変更

四 その他協議会の運営に関する重要な事項

(総会の招集等)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 総会は、必要に応じて開催することができる。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項等を、書面又は電磁的方法によって通知しなければならない。

4 総会は、必要に応じ関係機関又は関係者に出席を求めることができる。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、会長がこれを務める。

資料編1]

(総会の定足数)

第 19 条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。この場合において、次条第3項又は第4項の規定に基づき総会に出席せず、代理人によって又は書面若しくは電磁的方法によって総会の議決権を行使することとした会員がいるときは、当該会員の数は出席した会員に算入する。

第 20 条 総会における会員の議決権は、一会員につき一個とする。

- 2 議決権は、会員の代表者又はその代理人が総会に出席して、これを行使するものとする。
- 3 総会に出席しない会員は、他の出席する会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 4 総会に出席しない会員は、書面又は電磁的方法により、議決権(第10条第1項の選任の場合の選挙権を含む。前条から次条までにおいて同じ。)を行使することができる。
- 5 第3項又は前項の規定に基づき行使された議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。

(総会の議決方法)

第 51 条 総会の議事は、この規約で別に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合においては、前条第 5 項の規定を準用する。

2 総会において選任又は議決をすべきものとされた事項については、第 17 条から前条まで及び次条の規定にかかわらず、総会を開催せず、書面又は電磁的方法によって、選任又は議決をすることができる。この場合においては、前項及び次条の規定を増用し、これらの規定中「出席した会員」は「会員」と読み替えるものとする。

3 前項の規定による書面又は電磁的方法による選任又は議決は、総会における選任又は議決と同一の効力を有するものと

(特別決議)

第22条 次の事項は、総会において、出席した会員の議決権の3分の2以上による議決を必要とする。

- 規約の変更

- 祝約の変更二 協議会の解散

(幹事会の権能)

第23条 幹事会は、次の事項を議決する。

- 総会に付議すべき事項

たることは、こよな二年の本代に関する事項 総会の議決した事項の執行に関する事項

三 その他総会の議決を要しない協議会の運営に関する事項

(幹事会の招集等)

第24条 幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

2 幹事会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項等を、書面又は電磁的方法によって通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ幹事会で定めた方法により通知することができる。

3 幹事会は、必要に応じ関係機関又は者に出席を求めることができる。

4 監査員は、幹事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(幹事会の議長等)

み替えるものとする。

第 25 条 幹事会には、第 18 条から第 21 条までの規定(第 20 条第 4 項かって書きを除く。)を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「幹事会」と「会員」とあるのは「会長、副会長及び幹事」と「選任又は議決」とあるのは「議決スは定め」と、「第 17 条から前条まで及び次条の規定」とあるのは「第 23 条、第 24 条、第 26 条及び第 31 条の規定」と読

第5章 会計 (財産の管理) **育26条 協議会の財産は、幹事会の定めるところにより、事務局が管理する。**

(事業年度)

、ナホース、 第27条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び収支決算)

第 28 条 協議会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後に会長が作成し、監査員の監査を経なければならない。

第6章 事務局

(事務局)

第29条 協議会の事務を処理するため、公益社団法人全国宅地擁壁技術協会に事務局を置く。

(国土交通省の助言・協力)

第 30 条 協議会は、国土交通省都市局都市安全課都市防災対策企画室に必要な助言・協力を求めることができる。

第7章 雑則

(黒黒)

第31条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、会長が幹事会の議決を経て、別に定める。

附則

1 この会則は、設立総会のあった日(平成9年5月23日)から施行する。

2 協議会の当初の役員は、第10条の規定にかかわらず、設立総会において選任するものとし、その任期は、第12条の規定にかかわらず、平成11年3月31日までとする。

3 協議会の設立初年度の事業年度は、第29条の規定にかかわらず、設立総会の日から平成11年3月31日までとす

附則(平成 11 年 6 月 3 日改正)

1 改正後の規約14、改正の議決の日(平成11年6月3日)から施行する。 附則(平成15年5月19日改正) 1 改正後の規約14、改正の議決の日(平成15年5月19日)から施行する 附則(平成21年8月21日改正) 1 改正後の規約は、改正の議決の日(平成21年8月21日)から施行する。

附則(平成 24 年 7 月 19 日改正) ホエ‰ 日 4 年 7 月 19 日改正)

1 改正後の規約は、改正の議決の日(平成 24年7月19日)から施行する。

1 改正後の規約は、改正の議決の日(平成26年11月12日)から施行する。

別表(第6条関係)

負担金 | 1団体あたり | 27,000円/年

20-6-5 大規模災害時の専門家派遣制度

[資料編Ⅱ] 社団法人 全国防災協会 県河川砂防局

の拡大や、社会不安の増大を防止する上できわめて重要である。社団法人全国防災協会では、この主旨に基づきアドバイザー

大規模な地震や地すべり等の災害発生時には二次災害の危険性の 有無について迅速かつ的確に判断を行うことが、被害

また、異常天然現象により公共土木施設に被災が発生した際、災害復旧技術専門家を現地に派遣し、地方公共団体等の 行 う災害復旧活動の支援・助言をボランティア活動として行い、円滑な災害復旧事業の促進に寄与することを目的に「災害復旧技 術専門家派遣制度要綱」が平成 15年 11月 20日より公布された。

- 1. アドバイスの内容
- (1) 大規模災害時

アドバイザーが速やかに現地に赴き、二次災害の防止に関してアドバイスを行う。

ア、河道埋塞

地震、地すべり、土石流あるいは火山活動等により、河道が埋塞した場合、埋塞土砂あるいは湛水による下流への危険 性の有無についてアドバイスする。

イ、地サベリ

降雨、地震等により地すべりが発生した場合、降雨の継続、余震等により地すべり区域が拡大する危険性の有無につい

てアドバイスする。 ウ、糸、熊 地震後の応急対策等に関連して、余震活動の見通しについてアドバイスする。

(2) 中 鴻 郡

アドバイザーとともに、過去の災害事例を中心として、二次災害防止に関する調査研究を行う。

2. アドバイザー

大規模な災害に関して学識経験を有する人にアドバイザーを委嘱している。 (平成 11 年 4 月 1 日現在)

学識経験者 (大学教授など)…

建設省、土木研究所…

3. アドバイザーの派遣要請

アドバイザーの派遣に関する手続は、別に定める様式により行う。

緊急を要する場合には、この手続に先立ち、電話連絡等により行うことができる。

なお、アドバイザーの派遣にあたっては、以下の点に留意する。

○アドバイザーに対してアドバイスの内容に関する責任は問えません。

○アドバイザーの派遣費用、アドバイスを行うために必要とする調査等の費用は、派遣を要請した地方公共団体の負担と

○本制度は建設省の指導のもとに運営されるので、地方公共団体においても建設省関係部局との緊密な連絡をお願いし

アドバイザー制度運営要領

1. この要領は、アドバイザー制度を迅速かつ的確に運営するため必要となる基本的事項を定める。

(アドバイザーの午粉)

2. アドバイザーは、大規模な災害が発生した場合に、当該地方公共団体の長の要請に応じて災害現地に赴き、二次災害の 危険性の有無について専門的、技術的立場から地方公共団体に対してアドバイスを行う。

(アドバイガーの参属)

3. アドバイザーは、大規模な災害に関し学識経験を有する者のうちから、会長が委嘱する。

2)委嘱期間は、原則として2年間とする。

4. アドバイザー制度を運営するため「アドバイザー制度運営委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

2)委員会は、別記(略)に掲げる者により構成し、委員長が主宰する。

5. 委員会は、下記事項について審議する。

一 アドバイザーの選定に関する事項

ニ アドバイザー等による調査研究に関する事項

四 その他アドバイザー制度の運営に必要な事項 三 大規模災害発生時の対応に関する事項

6. 地方公共団体の長は、大規模な災害が発生した場合にアドバイスを必要とするときは、会長もしくはあらかじめ会長が指名 した者(以下「会長等」という。)に対してアドバイザーの派遣を要請することができる。

2)市町村長がアドバイザーの派遣を要請する場合には、都道府県知事を経由して行う。

3)アドバイザーの派遣要請は、緊急を要する場合には、電話連絡等により行うことができる。

アドバイガーの派遣)

2)アドバイザーは、その都合により止むを得ない場合に限り、依頼を断ることができる。

7. 会長等は、アドバイザーの派遣要請を受けた場合は、すみやかに派遣するアドバイザーを選定し、依頼する。

8. アドバイザー等によって構成される研究会を設置し、二次災害等に関する調査研究を行う

9. アドバイザーの派遣費用及びアドバイスを行うために必要とした費用は、派遣を要請した地方公共団体が負担する。 2)調査研究は、必要とする地方公共団体から協会が受託して行う。

2)派遣を要請した地方公共は団体は、アドバイザーに対してそのアドバイスに関して責任を問うことはできない。 10. 派遣を要請した地方公共団体は、派遣されたアドバイザーに対して必要な便宜供与を行わなければならない。

この要領は、昭和 60 年 12 月 20 日より適用する。

[資料編Ⅱ]

中 日

(榛式-C)

(様式-B)

中田

年月

幸 年 三

(アドバイザーの所属する機関の長)殿

(地方公共団体の長)

今回発生した別記災害について、二次災害防止 に関するアドバイスを賜りたく、下記のとおり責所属

昭和〇年〇月〇日(番号)で依頼のあった標記に

アドバイザーの派遣について(回答)

社団法人全国防災協会長

(地方公共団体の長)殿

つて、下記のとおりアドバイザーを派遣します。

딡

アドバイザー
派遣期間
派遣地

職員の派遣について(依頼)

職員を派遣くださるようお願いします。

1. 派遣希望職員2. 派遣希望期間

当方負担

4. 派遣費用

3. 派遍地

(1) 派遣要請先

03—3508—1491 03—3508—1493 (FAX)	03-3580-4311 (代表) 03-5251-1884 (直通) 03-5251-1946 (FAX)
全国防災協会	建設省河川局防災・海岸課災 害対策 室

(2) 派遣要請書様式

(様式-A) 審 年 月

中日

(地方公共団体の長)

社団法人全国防災協会長 殿

アドバイザーの派遣について(要請)

今回発生した別記災害について、二次災害防止 に関するアドバイスを必要としますので、下記のとお リアドバイザーを派遣くださるよう要請します。

댎

1. アドバイス項目

2. 派遣希望期間

3. 派 遣 地

蒸 占 \mathbb{K} 呉 必要とする アドバイスの内容 误 佑 報 道 状(テレビ、新聞等) た措置、今後講 これまでに講じ ずべき措置等 霏 災害の規模 一般被害等 施設被害 ш ₩ ₩ 記 匮 ⋘ 紕 を受けた場合には、当方で必要な費用を負担しま 次災害防止に関するアドバイスをお願いします。な お期間中アドバイスに際して万一事故により負傷等 邖 Ш 今回発生した別記災害について、下記のとおり二 皿 二次災害防止に関するアドバイスについて (地方公共団体の長) 딞 当方負担 0000 1. アドバイス項目 アドバイザー 間所用 (様式-ロ) 2. 期 3. 塘

(注)様式ーCによらない場合は本様式による。

災害復旧技術専門家派遣制度要綱

(社)全国防災協会

復旧技術専門家(以下「技術専門家」という。)」を災害現地に派遣し、地方公共団体等の行う災害現地に派遣し、地方公共 第1条 本制度は、異常天然現象により公共土木施設に被災が発生した際、地方公共団体等からの要請に基づいて「災害 団体等の行う災害復旧活動の支援・助言をボランティア活動として行い、もって円滑な災害復旧事業の促進に寄与すること

第2条 この要綱において技術専門家とは、災害復旧制度を熟知し、災害発生時に地方公共団体の求めに応じて速やかに 現地に参集し、技術的助言等が可能な者として、(社)全国防災協会が認定し、登録された者をいう。

第3条 技術専門家の認定を受けようとする者は、別に定める必要書類を添えて(社)全国防災協会会長あて申請

第4条 技術専門家は地方公共団体等の要請に基づいて、次に掲げる業務を行う

一 災害調査に関する支援

- 二 復旧工法に関する技術的助言
- 三 その他地方公共団体等の災害復旧に関する支援・助言

第5条 技術専門家は次に掲げる責務を有する。

- 技術専門家は、講習会の受講等、災害復旧に係る技術の研鑽等に努める。
- 二 災害現地に派遣された場合には、現地活動の概況をとりまとめ、(社)全国防災協会会長に報告する。

運営委員会)

莉6条 本制度を的確に運営するために「災害復旧技術専門家派遣制度運営委員会」(以下「運営委員会」という。)を設ける。 運営委員会は、(社)全国防災協会会長が委嘱した者をもって構成する。

- 2 運営委員会には委員長を設け、委員の互選により選出する。
- 3 運営委員会は、本制度の運用に関する技術的助言を受ける等必要に応じてオブザーバーを置くことができる。
 - 4 運営委員会は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - ー 技術専門家の認定登録審査

二 その他本制度の運営に関する事項についての審議

第7条 本制度を円滑に運用するために「災害復旧専門家派遣制度事務局」(以下「事務局」という。)を設ける。事 務局は次に掲げる事務を行うものとし、(社)全国防災協会内に設けるものとする。

- ー 技術専門家の認定登録に関する事務
 - 二 運営委員会開催に関する事務
- 四 技術専門家の研修等の実施に関する事務 技術専門家派遣に関する事務
- 五 技術専門家の活動のための費用の支弁・会計・契約に関する事務
- 六 その他本制度を円滑に運用するために必要な事務

第8条 技術専門家派遣に要する費用(交通費、宿泊費等)は、原則として要請した地方公共団体等において負担するもの とし、事務局に納付する。

第9条 本要綱に定めるものの他、本制度の運営に関し必要な事項は(社)全国防災協会長が定める。

この要綱は、平成15年11月20日より適用する。

静岡県地震防災センターの設置及び管理に関する条例 20-7

[資料編Ⅱ]

(県危機情報課)

平成 18 年静岡県条例第 28 号 平成元年静岡県条例第16号

第1条 この条例は、静岡県地震防災センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 県民の地震防災を推進するため、静岡県地震防災センター(以下「センター」という。)を静岡市に設

(開館時間)

第3条 センターの開館時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、知事は、特に必要があると認める ときは、これを変更することができる。 第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時に開

(休館日)

(1) 月曜日

館し、又は休館することができる。

(2) 12 月 28 日から翌年の1月4日までの日

利用の制限)

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。 (1) センターの風紀若しくは秩序を乱し、又は施設若しくは設備を損傷するおそれのある者

(2) センターの管理上支障があると認められる者

(3) 前2号に掲げる者のほか、センターの管理上必要な指示に従わない者

第6条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。 この条例は、平成元年4月20日から施行する。

この条例は、公布の日から施行する。